

令和7年度 杉並区立八成小学校 学校いじめ防止基本方針

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。それは時として、命や身体に重大な危険を生じさせる恐れもあり、いじめ問題への対応は、学校のみならず、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめの問題から一人でも多くの児童を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域等、子供たちを支える社会全体が、「いじめは絶対に許されない」・「いじめは卑怯な行為である」・「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る」との認識の下、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。本校としても、いじめに対する認識や指導をより強化し、被害児童に寄り添い、被害児童を守り抜く姿勢を明確にする必要がある。

そこで本校は「いじめ防止対策推進法」に法り、いじめ防止に向けて①未然防止②早期発見③組織的な早期対応を基本とし、児童が安心して学校生活を送れることを目指し、ここに八成小学校いじめ防止基本方針を策定する。

【いじめの定義】

いじめとは、相手の行為により被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童・生徒が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【①「未然防止」のための取組】

（1）子供たちが安心して生活できる学級や学校づくり

- ① 児童の日常の行動や生活の様子の変化に一早く気付けるよう、気になる児童には積極的に声をかけたり教育相談コーディネーターを中心とした教育相談委員会も活用したりし、多くの目で見守りながら、児童と教職員の信頼関係の構築に努める。
- ② いじめを生まない風土づくりとして一人一人を大切にし、児童と一緒に考えながら「皆で考える支持的で創造的な学級及び授業づくり」を目指す。
- ③ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育み、秩序ある学校生活の中で児童が安心・安全に過ごせるよう、全教職員が共通理解の下、生活指導にあたる。
- ④ 5・6月及び9・10月の「いのちの教育月間」を通して、各教科や図書等において「生命の大切さ」や「親切・思いやり」「感謝」等を価値とした取組や授業、体験活動を行う。
- ⑤ 年間を通して人権教育を推進し、あらゆる偏見や差別もなくそうとする態度を育成する。
- ⑥ 年3回の「ふれあい月間」では「学校生活についてのアンケート」を基に、児童が抱える不安や困りごとを定期的に聞き取り早めの対応を行うことで、いじめや嫌がらせを防止する。

（2）教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ① この「学校いじめ防止基本方針」は年度毎に教職員で確認し共通理解を図り、これに基づいた取組について、管理・評価・見直しを実施する。
- ② 学校は「学校いじめ対策委員会」を設置する。対策委員は校長・副校長・生活指導主任・主幹教諭・養護教諭・教育相談コーディネーター・教育相談担当・担任・学年主任・スクールカウンセラー等で構成し、必要に応じてSSW、弁護士、警察関係者、子ども家庭支援センター職員等も加えて対応していく体制をつくる。
- ③ いじめに関しては年3回教員研修を実施し、職員一人一人が正しい知識を理解し、組織的に対応できるよう、コミュニケーションを図りやすい職場づくりを目指す。

(3)いじめを許さない指導の充実

- ① 「いじめは絶対に許されない」ことを啓発する学校づくりを行い、教員は日頃から児童の些細な言動に注意をし、必要な際はすぐに指導を行い、いじめや嫌がらせを生みだす可能性を摘んでいく。
- ② 年3回「いじめに関する授業」を通して、いじめ問題に関する理解を深め、いじめを自分たちの問題として主体的に捉えることができる児童を育てる。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育年間計画をもとに、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。
- ④ 4年生を対象に、弁護士を活用した「いじめ防止授業」を実施する。

(4)子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ① 全校規模での取組(クローバータイム・あいさつ運動・委員会活動等による暴言や暴力、その他校内の課題に対する撲滅運動、その他、よりよい校内生活を目指した活動)を行うことで、自分達で課題を考え、よりよい学校生活を送ろうとする態度を育む。
- ② 学期の始めに「エールウィーク」を設定し、他者を思いやり大切にしよう関係づくりから児童の自尊感情や自己肯定感を高めるようにし、いじめを見て見ぬ振りをしない集団作りといじめを生まない児童心理の育成へとつながるよう目指す。

【②「早期発見」のための取組】

(1)児童の様子や保護者等からの聞き取りや相談

- ① 教職員は日常的に子供たちとの関わりを深め、コミュニケーションや観察等を通して小さな変化にも気付くことができるようにし、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養う。
- ② 「学校生活についてのアンケート」による全員面談は記載有無に関わらず担任を中心に行い、必要に応じて専科教員やスクールカウンセラーと連携する。子供たちには、自分のことだけではなく、他の友達についても確認する。また、どの教員とも相談できることも周知し、実施したアンケートは「いじめ対策委員会」で状況を把握し、必要な対応を講じる。
- ③ 5年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面談を実施する。教職員は、全員面談の事前事後に、児童がいつでも「スクールカウンセラーに相談しよう」と思えるよう意識の啓発を図る。
- ④ 学校は教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築し、保護者がいじめを含む子供の問題等について学校に相談し、不安を解消できるようにする。
- ⑤ 学校は、保護者及び地域に年度当初の保護者会や学校だより等で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、緊密な連携・協力の下に、共にいじめ問題に取り組み、早期発見を目指す。

(2)教職員の気付きや報告

- ① 看護当番による登下校の見守りや休み時間の巡回及び、教職員の日頃の校内巡回等で計画的な観察を行う。
- ② 「いじめ対策委員会」は月1回定期開催し、生活指導部会や教育相談委員会とも連携して、気になる学級や学年、児童やグループについて情報を寄せ合い、必要に応じて対策を講じる。
- ③ スクールカウンセラーは、巡回で気になる児童や気になるグループについて、担任や管理職と相談し、必要に応じて児童との個別面談、グループ面談を行う。
- ④ 金曜日の生活指導夕会では、各学年の様子について報告し合い情報を共有するとともに、全教職員が学年を越えて児童を見守る体制をつくり、いじめの早期発見にもつなげる。

【③組織的な早期対応】

(1) 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応の徹底

- ① 「いじめ対策委員会」が認知したいじめについては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し校長が決定する。教職員は、「いじめ対策委員会」の協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。
- ② いじめ問題の対応経過については、「いじめ対策委員会」が定めた共通の様式で記録を残し、全ての教職員が確認できる場所に保管する(5年)。
- ③ いじめ解消の判断基準は、いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つとする。いじめを受けた児童、保護者に対して苦痛を感じていないかどうか、面談等で確認を行う。
- ④ いじめ重大事態(生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時)が発生した際には、学校だけで判断せず、済美教育センターや関係諸機関(荻窪警察、子ども家庭支援センター、児童相談所等)への連絡し、連携を図る。

(2) 被害児童の安全確保と不安解消

- ① 学校は被害児童に寄り添い、教職員全体で被害児童を守り抜く。
- ② 被害の子供が感じている精神的苦痛を解消するために、授業中や休み時間に複数の教員で観察を行うなどし、確実に安全を確保する。
- ③ 保護者へ速やかに連絡し、保護者との共通理解の下、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携し継続的に心のケアを行う。
- ④ 継続的に見守りと被害児童、保護者との連携を密にして支援を続け、児童の心身の回復と再発防止に努める。

(3) 加害児童に対する組織的・計画的な指導及び観察

- ① 加害児童に対して「学校いじめ対策委員会」は長期的な視点で対応方針を定め、単発的な指導にとどまらない組織的、継続的な指導を行う。
- ② 保護者と連携して、家庭での指導を依頼し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを紹介し、心理的、福祉的な面から支援を行う。
- ③ 加害児童には、被害児童が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせる等、行為の内容や状況を踏まえた指導を行い、一律に厳格な指導を行うような一面的な対応に終わることがないようにする。

(4) 定期的な経過観察・確認の実施

- ① いじめを繰り返さないために、いじめが解消した後もいじめを受けた児童・いじめを行った児童の人間関係を継続して観察する。
- ② スクールカウンセラーや「いじめ対策委員会」を活用し、定期的にいじめを受けた児童の様子を情報交換し、その児童への配慮を行う。